建設業許可の概要（建設業法　昭和２４年５月２４日法律第１００号）

令和７年１月６日　最終改訂

建設業とは（法第２条）

元請、下請その他どのような名義をもってするかを問わず、建設工事（建設工事の種類については、２ページ参照）の完成を請け負う営業をいいます。

建設業の許可を受ける義務（法第３条）

建設業を営もうとする者は、建設業の許可を受けなければなりません。ただし、軽微な建設工事（※）のみを請け負う場合、許可は必要ありません。

（※）軽微な建設工事とは…

・１件の請負金額が 500 万円未満の建設工事（建築一式工事は 1,500 万円未満または延べ面積が 150 ㎡未満の木造住宅工事）をいいます。

なお、軽微な建設工事に該当するか否かは、以下のとおり判断されるため、留意が必要です。

①２以上の契約に分割して請け負うときは、各契約の合計額

②注文者が材料を提供し、請負代金の額に材料の価格が含まれない場合はそれらの価格を加えた額

③単価契約による場合は、１件の工事に係る全体金額

④消費税及び地方消費税の額を含む請負代金の総額

【注意】

・軽微な建設工事のみを請け負う者であっても、「浄化槽工事」を行う場合は「浄化槽法」による浄化槽工事業を営む者として、業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければなりません。

（土木工事業、建築工事業または管工事業の建設業許可を受けている場合は、浄化槽法による登録は不要ですが、特例浄化槽工事業の届出が必要です。）

・軽微な建設工事のみを請け負う者であっても、「解体工事」を行う場合は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）による都道府県知事の登録を受けなければなりません。

（土木工事業、建築工事業または解体工事業の建設業許可を受けている場合は、登録不要です。）

建設工事の種類及び業務別の許可（法第２条、第３条）

建設工事の種類には、土木一式工事及び建築一式工事の２つの一式工事のほか、大工工事、左官工事など27の専門工事があり、合計29種類に分かれています。

一式工事	・土木（土木一式）　・建築（建築一式） 一式工事は他の27の専門工事と異なり、総合的な企画、指導及び調整のもとに土木工作物または建築物を建設する工事です。二つ以上の専門工事を組み合わせて施工する場合のほか、専門工事が組み合わされていなくても、工事の規模、複雑性からみて総合的な企画、指導及び調整を必要とし、個別の専門的な工事として施工することが困難であると認められるものも一式工事に含まれます。
専門工事	・大工　・左官　・とび・土工・コンクリート　・石　・屋根　・電気　・管
	・タイル・れんが・ブロック　・鋼構造物　・鉄筋　・舗装　・しゅんせつ　・板金
	・ガラス　・塗装　・防水　・内装仕上　・機械器具設置　・熱絶縁　・電子通信
	・造園　・さく井　・建具　・水道施設　・消防施設　・清掃施設　・解体

※以下のような業務は建設工事には該当しません。

樹木の伐採・剪定、測量、設計、地質調査、保守点検、清掃、建設機械の賃貸、建売住宅の販売、資材の販売、物品販売、資材の運搬、人工出し　など

許可の種類と有効期間（法第３条）、手数料

許可を行う行政庁は営業所（※）の所在地によって、下表のとおり区分されています。

（建設工事は、営業所の所在地に関わりなく、他の都道府県でも行うことができます。）

区分		香川県知事許可	国土交通大臣許可
知事・大臣の別		営業所を香川県内のみに設ける場合	営業所を２以上の都道府県に設ける場合
許可の有効期間（※）		５年（５年ごとに更新を受けなければならない）	
手数料	新規	９万円（県証紙）	１５万円（登録免許税）
一般・特定別に必要	業種追加または更新	５万円（県証紙）	５万円（収入証紙）

（※）営業所とは…

本店・支店または常時建設工事の請負契約を締結する事務所（請負契約の見積もり、入札、協議の契約締結等請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所）をいいます。

建設業に関係のある事務所であっても特定の目的のために置かれる工事事務所、作業所、単なる事務の連絡のために置かれる事務所は該当しません。

（※）許可の有効期間について

許可のあった日から５年目の許可があった日に対応する日の前日をもって満了します。

（当該期間の末日が日曜等の休日であっても、その日をもって満了します。）

したがって、許可を継続するためには、期間満了の 30 日前までに許可の更新申請を行わなければならず、手続を怠って期間満了を迎えた場合、許可はその効力を失います。

なお、許可の更新申請を行っていれば、期間が満了しても、許可または不許可の処分が行われるまでは従前の許可が有効です。

許可の区分（法第 3 条）

許可は「一般建設業」と「特定建設業」に区分されています。

特定建設業の許可は下請負人の保護などのために特別な義務が課せられます。

区分	一般建設業	特定建設業
施工できる工事の内容	右記以外	元請工事１件につき、4,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）以上の下請契約を締結しようとする者 （※下請契約が複数ある場合はその総額）

（※）特定建設業の許可を要する下請代金額の要件は、建設業法施行令の一部改正により、令和７年２月１日から 4,500 万円から 5,000 万円（建築一式工事の場合は、7,000 万円から 8,000 万円）に引き上げられます。

許可の要件（第７条、第８条、第１５条）

＜経営能力（経営業務の管理責任者等）＞

建設業者として、以下①、②のいずれかの体制を有すること。

①常勤役員等（個人である場合はその者またはその支配人）のうち１人が、次のいずれかに該当する者であること。

- 建設業に関し、５年以上の経営業務の管理責任者としての経験を有する者であること。
- 建設業に関し、経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経営業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）としての５年以上経営業務を管理した経験を有する者であること。
- 建設業に関し、経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者としての６年以上経営業務の管理責任者を補助する業務に従事した経験を有するものであること。

②常勤役員等のうち１人が次のいずれかに該当する者であって、かつ、建設業に関する財務管理・労務管理・業務運営の経験を有する者を、当該常勤役員等を直接に補佐する者として置くものであること。

- 建設業に関し、２年以上役員等として経験を有し、かつ、５年以上役員等または役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理または業務運営の業務を担当する者に限る。）としての経験を有する者。
- ５年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、２年以上役員等としての経験を有する者。

※経営業務の管理責任者としての経験とは…
営業取引上、対外的に責任を有する地位にあって、建設業の経営業務に関して総合的に管理した経験をいいます。基本的には、建設業を営んでいる法人の役員や支店長、個人の事業主としての経験のことです。（経験した建設工事の種類は問いません。）

＜社会保険への加入＞

適切な社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に加入していること。

（令和２年10月１日より許可要件となりました。）

＜営業所技術者等＞（令和６年１２月１３日以降、以前の専任技術者から呼称が変更されました。）

一定の資格または実務経験を有する者（営業所技術者等）を全ての営業所に専任で置いていること。

（一般建設業か特定建設業かによって必要な資格等が異なります。詳細は本資料末尾の技術職員コードを参照してください。）

※専任とは…
原則として、ほかの業務との兼任は認めないことを意味し、営業所に常勤しもっぱらその業務に従事していることが必要です。

＜誠実性＞

請負契約に関して不正または不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。（建築士法、宅建業等の免許取消し処分を受けていないことなど）

＜財産的基礎または金銭的信用＞

一般建設業：500 万円以上の資金調達能力（預金残高証明書、取引金融機関の融資証明書で確認します。）

特定建設業：次の基準のすべてに適合すること。

ａ．欠損の額が資本金額の 20%を超えていないこと
ｂ．流動比率 75%以上
ｃ．資本金 2,000 万円以上かつ自己資本 4,000 万円以上

＜許可の欠格要件＞

以下の要件に該当しないこと。

①許可申請書またはその添付書類中の重要な事項について、虚偽の申請があるまたは重要な事実の記載が欠けている場合

②申請者が次のいずれかに該当する場合

- 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 不正の手段により許可を受けたこと、または営業停止処分に違反したこと等によりその許可を取り消されて５年を経過しない者
- 許可の取消処分を免れるために廃業の届出を行い、その届出の日から５年を経過しない者
- 許可の取消処分を免れるために廃業の届出を行った事業者について、許可の取消処分に係る聴聞の通知の前 60 日以内に当該法人の役員等または個人の使用人であった者で、当該届出の日から５年を経過しない者
- 営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者
- 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者
- 建設業法、または一定の法令の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者
- 暴力団員等または暴力団員等でなくなった日から５年を経過しない者
- 心身の故障により建設業を適正に営むことができない者（精神の機能の障害により建設業を適正に営むにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）
- 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人（法人である場合は役員等）が上記のいずれかに該当する者
- 暴力団員等がその事業活動を支配する者

許可申請について

・必要書類（法定様式及び確認書類）を提出してください。

提出先は、主たる営業所の所在地を管轄する各土木（小豆総合）事務所です。

（提出先の所在地・連絡先や提出部数については、８ページ参照）

・申請の種類によって必要書類が異なります。

「建設業許可申請に必要な書類一覧（９～１０ページ）」、「建設業許可申請書の添付書類等について（１１～１６ページ）」を参照し、申請区分に応じた書類をご準備ください。

様式の配布は行っていませんので、香川県土木監理課ホームページからダウンロードしてください。

（https://www.pref.kagawa.lg.jp/dobokukanri/kensetsu/kyokadownload/2kyokadownload.html）

・管轄の土木（小豆総合）事務所で申請を受け付けてから許可となるまでに、１か月程度を要します。

許可となった際は、許可通知書を交付しますので、大切に保管してください。

・令和５年１月１０日から「建設業許可・経営事項審査電子申請システム（ＪＣＩＰ）」による建設業許可関係の申請・届出の受付を行っています。

・電子申請を希望される場合は、以下から申請者向けマニュアル等をご覧ください。

（https://www.pref.kagawa.lg.jp/dobokukanri/kensetsu/jcip/jcip_home.html）

変更届（法第 11 条）

建設業者には、「許可申請書の記載事項に変更があった場合の変更届（商号、営業所の所在地、資本金、役員、経営業務の管理責任者、専任技術者等）」及び「毎事業年度の終了後４か月以内に提出する決算報告」が求められます。

建設業者の義務（法第４０条、第４０条の３）

・建設業許可票の掲示（法第４０条）

建設業者は、その店舗及び建設工事（発注者から直接請け負ったものに限る。）の現場ごとに、公衆の見やすい場所に標識を掲げなければなりません。（掲げるべき標識は、建設業法施行規則様式第２８号、様式第２９号のとおりです。）

・帳簿の備付け等（法４０条の３）

建設業者は、営業所ごとに定められた事項を記載した帳簿を備え、営業に関する図書とともに一定期間保存することが必要です。民間工事や下請工事も含め、請負代金額に関わらず、原則として工事目的物の引渡しの日から５年間保存しなければなりません。

（帳簿への記載事項、添付書類については、建設業法施行規則第２６条各項に規定されています。）

提出書類の閲覧（法第 13 条）

香川県知事許可業者の提出書類（許可申請書、役員等の変更届、決算変更届等）は、以下のとおり閲覧所を設け、公衆の閲覧に供しています。これは、建設工事の注文者、下請負人等に当該建設業者の施工能力、施工実績、経営内容等に関する情報を提供し、適切な選定の利便を図るために行われているものです。

<閲覧所について>

設置場所：香川県土木部土木監理課内（香川県高松市番町四丁目１番１０号　香川県庁本館 14 階）

閲覧時間：毎週月～金　9：00～17：00（12：00～13：00 は除く）

（書類の整理等のため、閲覧を休止したり、閲覧時間を変更したりする場合があります。）

閲覧方法：閲覧票に必要事項を記入いただくことにより閲覧が可能です。（手数料は不要です。）

建設業許可の承継認可申請、相続認可申請について（法第１７条の２、第１７条の３）

建設業法の改正（令和２年１０月１日施行）により、建設業許可の承継・相続に関する規定が設けられました。

建設業の譲渡及び譲受け、合併、分割があった場合において、許可行政庁の事前認可を受けることで、建設業の許可を承継できます。（法第１７条の２）

また、建設業者（個人事業主）が死亡した場合、当該建設業者の相続人は、被相続人の死亡の日から 30 日以内に申請を行って許可行政庁の認可を受けることで、建設業の許可を相続できます。（法第１７条の３）

※認可申請の場合、通常の許可申請と必要書類が異なります。

申請を希望される場合は、必ず前もって土木監理課（087-832-3507）までご相談ください。

許可証明書

建設業許可を受けていること（または許可更新申請中であること）及びその許可内容を第三者に対して証明したいときは、許可証明書を交付します。許可証明書の交付を希望される場合は、許可証明願を提出してください。

○証明願提出先・交付場所：香川県土木監理課または各土木（小豆総合）事務所

（※）土木監理課へ提出された場合、原則として即日発行します。

各土木（小豆総合）事務所へ提出された場合、発効までに数日を要します。

○手数料：証明書１枚につき香川県証紙４００円

○国土交通大臣許可業者の許可証明書は、四国地方整備局で発行されます。

（発行方法等については、四国地方整備局へお問い合わせください。）

申請書等の受付窓口

国土交通大臣許可の場合は四国地方整備局、香川県知事許可の場合は主たる営業所の所在地を管轄する事務所へ提出してください。

名称	管轄	所在地	電話番号	提出部数
長尾土木事務所総務課	さぬき市、東かがわ市、三木町	さぬき市長尾東 1538－1	0879-52-2585	正本１部 副本２部
高松土木事務所総務課	高松市、直島町	高松市多肥上町 1251－1	087-889-8941	
小豆総合事務所総務課	小豆島町、土庄町	小豆郡土庄町渕崎甲 2079－5	0879-62-1332	
中讃土木事務所総務課	丸亀市、坂出市、善通寺市、綾川町、宇多津町、多度津町、琴平町、まんのう町	坂出市江尻町 1355	0877-46-3178	
西讃土木事務所総務課	観音寺市、三豊市	観音寺市坂本町７－３－18	0875-25-1001	

（※）持参または郵送で受け付けます。

関連ページ・問い合わせ先

○香川県ホームページ（土木監理課 建設業ホームページ）

https://www.pref.kagawa.lg.jp/dobokukanri/kensetsu/kfvn.html

○香川県土木監理課　契約・建設業グループ

TEL：087-832-3507　／　FAX：087-806-0220

建設業許可申請に必要な書類一覧

区分	様式番号	書類の名称	①新規	②許可換え新規	④業種追加	⑤更新	③般特新規	⑥般特新規＋業種追加	⑦般特新規＋更新	⑧業種追加＋更新	⑨般特新規＋業種追加＋更新
◇	第1号	建設業許可申請書	○		○	○	○			○	
◇	別紙1	役員等の一覧表（法人のみ提出）	○		○	○	○			○	
◇	別紙2(1)	営業所一覧表（新規許可等）	○		○		○			○	
◇	別紙2(2)	営業所一覧表（更新）				○				○	
◇	別紙3	香川県証紙	○		○	○	○			○	
◇	別紙4	営業所技術者等一覧表	○		○	○	○			○	
◇	第2号	工事経歴書（申請業種ごとに作成）	○		○		○			○	
◇	第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	○		○		○			○	
◇	第4号	使用人数	○		○		○			○	
◇	第6号	誓約書	○		○	○	○			○	
◆		許可申請者（法人は役員）及び令３条に規定する使用人が被後見人等でないことを証明する書類（※５）	○		○	○	○			○	
◆	第7号	常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書	○		○	○	○			○	
◆	別紙	常勤役員等の略歴書	○		○	○	○			○	
◆		常勤役員等の雇用を確認できる書類　（※１）	○		○	○	○			○	
◆		常勤役員等の経営業務の管理経験を確認できる書類　（※１）	○								
◆	第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書									
◆	別紙1	常勤役員等の略歴書									
◆	別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書									
◆		常勤役員等及び直接補佐する者の雇用を確認できる書類　（※１）									
◆		常勤役員等の経営業務の管理経験を確認できる書類　（※１）									
◆		直接補佐する者の業務経験を確認できる書類　（※１）									
◇	第7号の3	健康保険等の加入状況	○		○	○	○			○	
◆		健康保険等の加入状況の確認書類（※１）	○		○	○	○			○	
◆	第8号	営業所技術者等証明書	○		○		○			○	
◆		営業所技術者等の資格証明書・卒業証明書・監理技術者資格者証	☆		☆	□	☆			☆	
◆		営業所技術者等の雇用を確認できる書類　（※１）	○		○	○	○			○	
◆	第9号	営業所技術者等の実務経験証明書	☆		☆	□	☆			☆	
◆	第10号	営業所技術者等の指導監督的実務経験証明書	☆		☆	□	☆			☆	
◆		営業所技術者等の実務経験を確認できる書類　（※１）	☆		☆	□	☆			☆	
◇	第11号	令3条に規定する使用人の一覧表	☆		☆	☆	☆			☆	
◆	第12号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（法人は役員等全員分、ただし、様式第７号及び様式第７号の２に記載のある常勤役員等は提出不要）	○		○	○	○			○	
◆	第13号	令3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（役員が令３条使用人を兼ねる場合は提出不要）	☆		☆	☆	☆			☆	
◆	第14号	株主（出資者）調書（法人のみ提出）	○			○	○			○	
◇	第15号	貸借対照表(法人用)	○								
◇	第16号	損益計算書（法人用）	○								
◇	第17号	株主資本等変動計算書（法人のみ提出）	○								
◇	第17号の2	注記表（法人のみ提出）	○								
◇	第17号の3	附属明細書（法人のみ提出）　（※２）	☆								
◇		定款（法人のみ提出）　（※３）	○		○	○	○			○	
◆		登記事項証明書（商業登記簿）（法人のみ提出）（※４）	○		○	○	○			○	
◇	第18号	貸借対照表（個人用）	○								
◇	第19号	損益計算書（個人用）	○								
◇	第20号	営業の沿革	○			○	○			○	
◇	第20号の2	所属建設業者団体	○			○	○			○	
◇	第20号の3	主要取引金融機関名	○			○	○			○	
◆		事業税の納税証明書（県税）	○								
◆		財産的基礎又は金銭的信用を確認するための書類　（※１）	○		△	△	△			△	
◆		営業所の写真（営業所ごとに）　（※１）	○								

○：必ず必要な書類　☆：該当するものを添付　□：省略可　△：特定建設業許可申請のみ必要　（青色は確認書類）

※申請書類作成上の注意事項

1. 提出していただく書類は、**正本１部と副本２部の計３部**です。

2. 左端の区分欄は、閲覧対象か否かを表示しています。（◇：閲覧対象、：◆：閲覧対象外）
   建設業許可申請書類等の閲覧制度については、７ページをご覧ください。

3. **提出する書類は、全てＡ４サイズで統一してください。**
   また、全て片面印刷とし、両面印刷はしないでください。

4. 申請書類を手書きで作成する場合、**鉛筆や消せるボールペンは使用できません。**
   黒ボールペンで記載してください。

5. **訂正等がある場合は、二重線で補正してください。（修正液、修正テープ等の使用は認められません。）**
   提出後、審査の過程で書類の差替えを求めることがあります。この場合は、当初の書類を二重線で補正するのではなく、該当の書類を改めて作成し、提出してください。

6. （※１）の確認書類の詳細については、「建設業許可申請書の添付書類等について（１１～１６ページ）」をご覧ください。

7. （※２）附属明細書は、資本の額が１億円超または最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計が２００億円以上の株式会社（特例有限会社を除く）の場合に必要です。

8. （※３）**定款は、申請・届出時点で最も新しい定款（最新の内容を反映したもの）を提出してください。**
   原始定款を使用している場合は、定款の変遷が分かる株主総会の議事録の写しも併せて提出してください。

9. （※４）**登記事項証明書は、申請日より３か月以内に発行された最新の履歴事項全部証明書を提出してください。**
   個人事業主で登記上の支配人がいる場合も必要です。
   （なお、許可を得た後、役員構成や資本金額等、登記されている事項に変更があった場合は、変更の日から３０日以内に変更届出書の提出が必要です。）

10. （※５）「許可申請者（法人は役員）及び令３条に規定する使用人が被後見人等でないことを証明する書類」とは次の２点です。（申請日より３か月以内に発行されたものが必要です。）
    ①成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（法務局で交付されます。）
    ②成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書（本籍地の市町村で交付される身分証明書のことです。）

建設業許可申請書の添付書類等について

1　常勤役員等及び営業所技術者等の雇用・経験を確認するための書類

（提出部数１部で確認後に返却します。）

（１）申請日現在での雇用の確認書類（常勤確認書類）（いずれか１つの写し）

〇対象者が法人の役員または従業員の場合（許可申請者が法人の場合）

①健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書
②健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認通知書
③住民税特別徴収税額通知書・変更通知書
④厚生年金保険 70 歳以上被用者該当・不該当届
⑤厚生年金保険 70 歳以上算定基礎月額変更・賞与支払届

※原則として、①によって確認します。（対象者の標準報酬が決定されていない、社会保険適用除外の者である、高齢である等の理由で①によって確認できない場合は、②～⑤を提出してください。）
※対象者が出向者（在籍型出向）である場合には、次の書類が必要です。
・出向元での雇用確認書類（上記①～⑤のいずれか）
・出向契約書、出向協定書等（事業者間で出向契約が締結されていることが確認できる書類）
・出向先が出向者の賃金相当分を負担していることが確認できる書類（出向契約等でこのことが確認できる場合は省略可）
※建設業法施行規則（以下、「規則」という。）第７条第１号ロに規定される常勤役員等を直接に補佐する者についても、上記書類が必要です。
※「健康保険被保険者証カード（紙の保険証）」は、令和７年 12 月１日までに行われる許可申請においては、常勤確認書類として提出を認めます。
※「健康保険被保険者証カード」を提出する場合、被保険者等（本人）の記号・番号及び保険者番号をマスキングしてください。

〇対象者が個人事業主の場合（許可申請者が個人事業主の場合）

①事業主本人の所得税の確定申告書
②事業開始届

※原則として、税務署受付印のある①の控えを提出してください。電子申告をしている場合は、税務署からの受付通知書を添付してください。（受付印または受付通知がない場合は、土木監理課建設業担当までご相談ください。なお、令和７年１月以降に税務署へ提出された申告書等については、受付印の押なつが行われないこととなりましたので、受付印は不要です。）
※事業開始直後のため確定申告をしていない場合は、②（税務署または県税事務所に届け出たもの）を提出してください。

（2）経験の確認書類

①常勤役員等（経営業務の管理責任者等）

建設業許可申請書の「常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書（様式第７号）」に記載した経営業務の管理責任者としての経験年数を証明するために、以下の「経験期間を証明する書類」と「経験内容を証明する書類」の両方が必要です。

「経営業務の管理責任者としての経験」とは、法人の取締役、個人事業主または支配人、その他支店長、営業所長等、営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、建設業の経営業務に関して総合的に管理した経験をいいます。

○経験期間を証明する書類

【法人役員等としての経験を証明する場合】

・経験を得た法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書、閉鎖登記簿謄本）

【建設業法施行令第３条に規定する使用人（支店長等）としての経験を証明する場合】

・経験を得た事業者が過去に許可行政庁へ提出した変更届出書（許可行政庁の受付印がある様式第22号の２（第一面）、様式第１号別紙２（２）、様式第11号）
（就任期間が確認できるよう、就任時・退任時それぞれの変更届を提出してください。）

【個人事業主としての経験を証明する場合】

・事業主本人の所得税の確定申告書
（原則として、税務署受付印のある控えを提出してください。電子申告の場合は、税務署の受付通知を添付して提出してください。）

○経験内容を証明する書類

【建設業許可業者が経験を証明する場合】

・証明しようとする経験期間に当該業者が建設業許可を有していたことが確認できる書類
（行政庁が発行する建設業許可通知書）

【建設業許可業者でない事業者が経験を証明する場合】

・証明しようとする経験期間分の建設工事の契約書・注文書あるいは発注証明書
（発注証明書の様式はありません。ただし、工事名・工期・請負金額・工事内容等について、注文者が確認・押印しているものを有効な証明書として認めます。）

上記は、常勤役員等（個人事業主である場合はその本人またはその支配人）が「建設業に関し５年以上の経営業務の管理責任者としての経験を有する者であること」（規則第７条第１号イ（１）該当）を証明する場合の書類です。

以下のア～ウの経験・経営体制等を証明する場合は、上記以外の書類も必要です。許可要件の事前審査を行いますので、申請前に土木監理課建設業担当（087-832-3507）までご相談ください。

ア．常勤役員等が、建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経営業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）としての５年以上の経営業務を管理した経験を有する者であること（規則第７条第１号イ（２）該当）

イ．常勤役員等が、建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として６年以上経営業務の管理責任者を補助する業務に従事した経験を有すること（規則第７条第１号イ（３）該当）

ウ．建設業に関し一定以上の経験を有する常勤役員等に加え、建設業に関し財務管理の業務経験を有する者、労務管理の業務経験を有する者及び業務運営の業務経験を有する者を、当該常勤役員等を直接に補佐する者としてそれぞれ置くこと（規則第７条第１号ロ該当）

②営業所技術者等（実務経験について証明書を提出する場合）

営業所技術者等は、一定の国家資格または実務経験を有する者である必要があります。（詳細は、技術職員コード表のとおり）

実務経験は、営業所技術者等として担当する業種について、原則として 10 年間必要です。実務経験者を営業所技術者等として置く場合は、建設業許可申請書のうち「実務経験証明書（様式第９号）」に実務経験内容や年数を記載した上で、以下の区分に応じて書類を提出してください。

〇建設業許可業者で経験を得た場合

・証明しようとする経験期間に当該業者が建設業許可を有していたことが確認できる書類
（行政庁が発行する建設業許可通知書）

〇建設業許可のない事業者で経験を得た場合

・実務経験証明書に記載した全ての工事についての契約書、注文書あるいは発注証明書
（発注証明書の様式はありません。ただし、工事名・工期・請負金額・工事内容等について、注文者が確認し、押印したものを有効な証明書として認めます。）

※実務経験証明書は、経験を得た事業者（使用者）を証明者としてください。建設業許可業者での経験と許可のない事業者での経験が両方ある場合、証明者別で作成する必要があります。（経験を得た法人が解散している、個人事業主が死亡している等の理由により、使用者の証明を得ることができない場合は、個別にご相談ください。）

※提出された建設工事の契約書、注文書等によって証明しようとする業種の経験であることが確認できない場合、当該建設工事に関する詳細な書類（内訳書、図面等）を求めることがあります。

※営業所技術者等と認められる実務経験年数は、原則として 10 年間ですが、経験を得た業種について指定学科を卒業している場合、短縮（高校卒業であれば 10 年間から５年間、大学または高等専門学校卒業であれば 10 年間から３年間）が可能です。

なお、卒業した学科が指定学科として認められるかについては、個別に判断しますので、不明な場合は土木監理課建設業担当までお問い合わせください。

２　健康保険等の加入状況を確認するための書類

（提出部数３部）

令和２年 10 月以降、「適切な社会保険等に加入していること」が許可要件となりました。建設業許可申請書のうち「健康保険等の加入状況（様式第７号の３）」に記載された内容について、次の書類で確認します。

（１）健康保険・厚生年金保険の加入状況の確認

①全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）に加入している場合（次のいずれか）

- 保険料納入告知額・領収済額通知書（口座振替の場合に発行される領収書）
- 納入告知書　納付書・領収証書（窓口納付の場合に発行される領収書）
- 社会保険料納入証明書

②組合管掌健康保険に加入している場合

【健康保険について】

- 健康保険組合発行の保険料領収証書

【厚生年金保険について】

- 上記①の書類のいずれか

③国民健康保険に加入している場合

【健康保険について】（次のいずれか）

- 年金事務所が発行する適用除外通知書
- 国民健康保険組合が発行する保険料領収証書
- 国民健康保険組合が発行する加入証明書

【厚生年金保険について】

- 上記①の書類のいずれか

※いずれの書類も申請時点で最新のものを提出してください。
※健康保険・厚生年金保険は、法人であれば原則として適用事業所です。
※③は、主に年金事務所に適用除外の承認を受け、建設業に係る健康保険（全国建設業国民健康保険組合（いわゆる建設国保）等）に加入している場合です。

（２）雇用保険の加入状況の確認

①自社で申告納付している場合

- 労働保険概算・確定保険料申告書（雇用保険料の納付すべき額が確認できるもの）
- 申告した保険料納入に係る領収済通知書

②労働保険事務組合に申告事務を委託している場合

- 労働保険料等納入通知書（雇用保険料の納付すべき額が確認できるもの）
- 労働保険料等領収書

※いずれの書類も申請時点で最新のものを提出してください。
※雇用保険の適用除外事業所である場合は、確認書類は提出不要です。（ただし、「健康保険等の加入状況（様式第７号の３）」に記載された従業員数から、適用除外であることが確認できない場合は、適用除外である理由を県から問い合わせることがあります。）
※労災保険に関する書類を誤って提出することのないようご注意ください。

「（１）健康保険・厚生年金保険の加入状況の確認」、「（２）雇用保険の加入状況の確認」のいずれについても、状況に応じて、上記以外の書類の提出を求めることがあります。

３　財産的基礎または金銭的信用を確認するための書類

（提出部数３部）

許可の区分	添付書類の名称	備考
一般建設業	取引金融機関預金残高証明書または融資証明書	・新規申請のみ必要です。 ・申請日から遡って１か月以内に発行されたものに限ります。
特定建設業	特定建設業者の財務審査表（県指定様式） ※申請書類ダウンロードページから取得してください。	・新規、業種追加、更新申請及び変更届出（決算報告）ごとに提出が必要です。

４　営業所（本店、支店等）の状況を確認するための書類

（提出部数３部）

新規申請、変更届出（営業所の所在地変更）の場合、所定の貼付用台紙を用い、営業所の写真を提出してください。複数の営業所がある場合、従たる営業所についても提出が必要です。
（貼付用台紙は、申請書類等ダウンロードページから取得してください。）

撮影すべき内容	
外観	・建物の全景 ・営業所の入口付近 ・建設業の許可票（建設業法施行規則第２５条第２項に規定する標識）が掲示されていることが確認できるもの（※新規申請の場合は不要） ※テナントビルの場合は、入居企業の案内板等、社名の確認ができる写真も撮影してください。
内部	次の全てが写っているもの ・常勤役員等（経営業務の管理責任者） ・常勤役員等を直接に補佐する者（該当がある場合のみ） ・営業所技術者等 ・建設業法施行令第３条に規定する使用人（従たる営業所の場合） ・固定電話 ・机等の什器備品 ※可能な限りこれらを１枚に収めたものとしてください。 （ただし、困難な場合は複数枚に分かれても構いません。）

○建設業の許可票（建設業法施行規則第25条第2項に規定する標識）について

- 写真は、許可票の表示内容及び掲示している位置がはっきりとわかるものとしてください。
  （2枚になっても構いません。）
- 許可票の内容は、許可内容（許可業種、許可年月日等）になっていることが必要です。
- 許可票を掲示する位置は入口付近などの公衆の見やすい場所であることが必要です。適切に標識を掲げない者に対しては、罰則規定があります。
- 許可票の掲示は、本店・支店等を問わず、全ての営業所で必要です。
  したがって、営業所を移転したり、新たに設置したりして変更届出書を提出した際も、適切に許可票が掲示されていることを審査しますので、許可票の写真を添付してください。

○営業所の内部の写真について

- 常勤役員等（経営業務の管理責任者等）、営業所技術者等、建設業法施行令第3条に規定する使用人（従たる営業所の場合）については、正面を向いた写真を添付してください。
- 顔が見えない場合は撮り直していただきます。（マスクは外して撮影してください。）
- 常勤役員等でない従業員の方等、撮影対象者以外の人は写らないように注意してください。

【参考】建設業法

（標識の掲示）

第四十条　建設業者は、その店舗及び建設工事（発注者から直接請け負つたものに限る。）の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、国土交通省令の定めるところにより、許可を受けた別表第一の下欄の区分による建設業の名称、一般建設業又は特定建設業の別その他国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

第五十五条　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一～二　略

三　第四十条の規定による標識を掲げない者

四～五　略

【許可】有資格コード一覧（一般建設業）

「1」･･･法第７条第２号イ該当（指定学科を卒業後、一定期間以上の実務経験）
「4」･･･法第７条第２号ロ該当（１０年以上の実務経験）
「7」･･･法第７条第２号ハ該当（国家資格取得者等）　「7※」･･･法第７条第２号ハ該当（国家資格取得者等＋実務経験３年）　「7○」････法第７条第２号ハ該当（国家資格取得者等＋実務経験５年）

	コード	資格区分			建設業の種類																												
					土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
	01	法第７条第２号　イ　該当（指定学科卒業＋実務経験）			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	02	法第７条第２号　ロ　該当（１０年の実務経験）			4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
建設業法（技術検定）	11	１級建設機械施工管理技士			7				7								7																
	1F	１級建設機械施工管理技士補																															
	12	２級建設機械施工管理技士　（第１種～第６種）			7				7								7																
	1G	２級建設機械施工管理技士補　（第１種～第６種）																															
	13	１級土木施工管理技士			7			7※	7	7	7※			7※	7	7※	7	7			7	7※			7※			7※		7		7※	7
	1H	１級土木施工管理技士補						7※	7※	7※	7※			7※		7※		7※			7※	7※			7※			7※		7※		7※	7※
	14	２級土木施工管理技士	種別	土木	7			7○	7	7	7○			7○	7	7○	7	7			7○	7○			7○			7○		7		7○	7
	1J	２級土木施工管理技士補						7○	7○	7○	7○			7○		7○		7○			7○	7○			7○			7○		7○		7○	7○
	15	２級土木施工管理技士		鋼構造物塗装				7○	7○	7○	7○			7○		7○		7○			7	7○			7○			7○		7○		7○	7○
	1K	２級土木施工管理技士補						7○	7○	7○	7○			7○		7○		7○			7○	7○			7○			7○		7○		7○	7○
	16	２級土木施工管理技士		薬液注入				7○	7	7○	7○			7○		7○		7○			7○	7○			7○			7○		7○		7○	7○
	1L	２級土木施工管理技士補						7○	7○	7○	7○			7○		7○		7○			7○	7○			7○			7○		7○		7○	7○
	20	１級建築施工管理技士				7	7	7	7	7	7			7	7	7			7	7	7	7	7	7※	7				7	7※	7※	7※	7
	2C	１級建築施工管理技士補					7※	7※	7※	7※	7※			7※		7※			7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※				7※	7※	7※	7※	7※
	21	２級建築施工管理技士	種別	建築		7	7○	7○	7○	7○	7○			7○		7○			7○	7○	7○	7○	7○	7○	7○				7○	7○	7○	7○	7
	22			躯体			7	7○	7	7○	7○			7	7	7			7○	7○	7○	7○	7○	7○	7○				7○	7○	7○	7○	7
	23			仕上げ			7	7	7○	7	7			7		7○			7	7	7	7	7	7○	7				7	7○	7○	7○	7○
	2D	２級建築施工管理技士補					7○	7○	7○	7○	7○			7○		7○			7○	7○	7○	7○	7○	7○	7○				7○	7○	7○	7○	7○
	27	１級電気工事施工管理技士										7												7※						7※		
	2E	１級電気工事施工管理技士補																						7※						7※		
	28	２級電気工事施工管理技士										7												7○						7○		
	2F	２級電気工事施工管理技士補																						7○						7○		
	29	１級管工事施工管理技士										7			7※		7※	7※						7※	7※			7※	7※	7※	7※	7※	
	2G	１級管工事施工管理技士補													7※		7※	7※						7※	7※			7※	7※	7※	7※	7※	
	30	２級管工事施工管理技士										7			7○		7○	7○						7○	7○			7○	7○	7○	7○	7○	
	3A	２級管工事施工管理技士補													7○		7○	7○						7○	7○			7○	7○	7○	7○	7○	
	31	１級電気通信工事施工管理技士																							7								
	3B	１級電気通信工事施工管理技士補																															
	32	２級電気通信工事施工管理技士																							7								
	3C	２級電気通信工事施工管理技士補																															
	33	１級造園施工管理技士						7※	7※	7※	7※			7※		7※		7※			7※	7※			7※		7	7※		7※		7※	7※
	3D	１級造園施工管理技士補						7※	7※	7※	7※			7※		7※		7※			7※	7※			7※			7※		7※		7※	7※
	34	２級造園施工管理技士						7○	7○	7○	7○			7○		7○		7○			7○	7○			7○		7	7○		7○		7○	7○
	3E	２級造園施工管理技士補						7○	7○	7○	7○			7○		7○		7○			7○	7○			7○			7○		7○		7○	7○
					土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解

【許可】有資格コード一覧（一般建設業）

	コード	資格区分	建設業の種類																												
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
建築士法	37	1級建築士		7	7				7			7	7								7										
	38	2級建築士		7	7				7			7									7										
	39	木造建築士			7																										
技術士法	41	建設 ・ 総合技術監理（建設）	7				7			7					7	7									7						7
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	7				7			7			7		7	7									7						7
	43	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	7				7																								
	44	電気電子 ・ 総合技術監理（電気電子）								7														7							
	45	機械 ・ 総合技術監理（機械）																				7									
	46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）									7											7									
	47	上下水道 ・ 総合技術監理（上下水道）									7																	7			
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）									7															7		7			
	49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	7				7									7															
	50	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																							7						
	51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	7				7																		7						
	52	衛生工学 ・ 総合技術監理（衛生工学）									7																				
	53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）									7																	7			
	54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）									7																	7		7	
電気工事士法	55	第1種電気工事士								7																					
	56	第2種電気工事士 【3年】								7																					
電気事業法	58	電気主任技術者 （第1種～第3種） 【5年】								7																					
電気通信事業法	59	電気通信主任技術者 【5年】																						7							
	35	工事担任者 【3年】																						7							
水 道 法	65	給水装置工事主任技術者 【1年】									7																				
消 防 法	68	甲種 消防設備士																											7		
	69	乙種 消防設備士																											7		
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解

【許可】有資格コード一覧（一般建設業）

	コード	資格区分	建設業の種類																												
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
職業能力開発促進法 ※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。 ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。	71	建築大工			7																										
	64	型枠施工			7		7																									
	72	左官				7																									
	57	とび・とび工					7																									7
	73	コンクリート圧送施工					7																									
	66	ウェルポイント施工					7																									
	74	冷凍空気調和機器施工 ・ 空気調和設備配管									7																					
	75	給排水衛生設備配管									7																					
	76	配管（注1）・配管工									7																					
	70	建築板金「ダクト板金作業」							7		7						7															
	77	タイル張り・タイル張り工										7																				
	78	築炉・築炉工・ れんが積み										7																				
	79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工						7				7																				
	80	石工・石材施工・石積み						7																								
	81	鉄工（注2）・製罐（せいかん）											7																			
	82	鉄筋組立て・鉄筋施工（注3）												7																		
	83	工場板金															7															
	84	板金・建築板金・板金工（注4）							7								7															
	85	板金・板金工・打出し板金															7															
	86	かわらぶき・スレート施工							7																							
	87	ガラス施工																7														
	88	塗装・木工塗装・木工塗装工																	7													
	89	建築塗装・建築塗装工																	7													
	90	金属塗装・金属塗装工																	7													
	91	噴霧塗装																	7													
	67	路面標示施工																	7													
	92	畳製作 ・ 畳工																			7											
	93	内装仕上げ施工 ・ カーテン施工 ・ 天井仕上げ施工 ・ 床仕上げ施工 ・ 表装 ・ 表具 ・ 表具工																			7											
	94	熱絶縁施工																					7									
	95	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工																									7					
	96	造園																							7							
	97	防水施工																		7												
	98	さく井																								7						
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解

【許可】有資格コード一覧（一般建設業）

	コード	資格区分		建設業の種類																												
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
	61	地すべり防止工事	【1年】					7																		7					
	40	基礎ぐい工事						7																								
	62	建築設備士	【1年】								7	7																				
	63	計装	【1年】								7	7																				
	60	解体工事																														7
	36	種目	登録電気工事基幹技能者								7														7							
			登録橋梁基幹技能者					7						7																			
			登録造園基幹技能者																							7						
			登録コンクリート圧送基幹技能者					7																								
			登録防水基幹技能者																		7											
			登録トンネル基幹技能者					7																								
			登録建設塗装基幹技能者																	7												
			登録左官基幹技能者				7																									
			登録機械土工基幹技能者					7																								
			登録海上起重基幹技能者													7																
			登録ＰＣ基幹技能者					7							7																	
			登録鉄筋基幹技能者												7																	
			登録圧接基幹技能者												7																	
			登録型枠基幹技能者			7																										
			登録配管基幹技能者									7																				
			登録鳶・土工基幹技能者					7																								
			登録切断穿孔基幹技能者					7																								
			登録内装仕上工事基幹技能者																			7										
			登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																									7				
			登録エクステリア基幹技能者					7	7				7																			
			登録建築板金基幹技能者							7								7														
			登録外壁仕上基幹技能者				7													7	7											
			登録ダクト基幹技能者									7																				
			登録保温保冷基幹技能者																					7								
			登録グラウト基幹技能者					7																								
			登録冷凍空調基幹技能者									7																				
			登録運動施設基幹技能者					7								7										7						
			登録基礎工基幹技能者					7																								
			登録タイル張り基幹技能者										7																			
			登録標識・路面標示基幹技能者					7												7												
			登録消火設備基幹技能者																											7		
			登録建築大工基幹技能者			7																										
			登録硝子工事基幹技能者																7													
			登録ＡＬＣ基幹技能者										7																			
			登録土工基幹技能者					7																								
			登録ウレタン断熱基幹技能者																					7								
			登録発破・破砕基幹技能者					7																								
			登録建築測量基幹技能者			7																										
			登録解体基幹技能者																													7
			登録圧入工基幹技能者					7																								
			登録送電線工事基幹技能者					7			7																					
			登録さく井基幹技能者																								7					
			登録あと施工アンカー基幹技能者					7																								
			登録計装基幹技能者								7	7											7		7							
			登録土質改良基幹技能者					7																								
			登録都市トンネル基幹技能者					7																								
			登録潜函基幹技能者					7																								
			登録道路等法面保護基幹技能者					7																								
			登録斜面防災基幹技能者					7																			7					
			登録石材施工基幹技能者						7																							
その他	99	その他（上記に該当するものを除く）		7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解

備考

・資格区分右端の【　　】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号（実務経験証明書）が必要となります。

（注１）　配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和４８年政令第９８号。以下「昭和４８年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあっては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。

（注２）　鉄工：昭和４８年改正政令による改正後の鉄工とするものにあっては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。

（注３）　鉄筋施工：昭和４８年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあっては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。

（注４）　板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和４８年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあっては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。

（注５）　木工：昭和４８年改正政令による改正後の木工とするものにあっては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。

【許可】有資格コード一覧（特定建設業）

「2」･･･法第７条第２号イ及び法第１５条第２号ロ該当（指定学科を卒業後、一定以上の実務経験＋２年以上の指導監督的実務経験）
「3」･･･法第１５条第２号ハ該当（同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
「5」･･･法第７条第２号ロ及び法第１５条第２号ロ該当（１０年以上の実務経験＋２年以上の指導監督的実務経験）
「6」･･･法第１５条第２号ハ該当（同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
「8」･･･法第７条第２号ハ及び法第１５条第２号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋２年以上の指導監督的実務経験）
「8※」･･･法第７条第２号ハ及び法第１５条第２号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋実務経験３年＋２年以上の指導監督的実務経験）
「8○」･･･法第７条第２号ハ及び法第１５条第２号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋実務経験５年＋２年以上の指導監督的実務経験）
「9」･･･法第１５条第２号イ該当（国家資格取得者等）

特定建設業指定７業種

	コード	資格区分		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
	01	法第７条第2号　イ　該当				2	2	2	2	2			2		2		2	2	2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2
	02	法第７条第２号　ロ　該当				5	5	5	5	5			5		5		5	5	5	5	5	5	5	5		5	5	5	5	5	5
	03	法第１５条第２号　ハ　該当（同号イと同等以上）		3	3						3	3		3		3									3						
	04	法第１５条第２号　ハ　該当（同号ロと同等以上）				6	6	6	6	6			6		6		6	6	6	6	6	6	6	6			6	6	6	6	6	6
建設業法（技術検定）	11	１級建設機械施工管理技士		9			9									9															
	1F	１級建設機械施工管理技士補																													
	12	２級建設機械施工管理技士　（第１種～第６種）					8																								
	1G	２級建設機械施工管理技士補　（第１種～第６種）																													
	13	１級土木施工管理技士		9			8※	9	9	8※			8※	9	8※	9	9			9	8※			8※			8※		9		8※	9
	1H	１級土木施工管理技士補					8※	8※	8※	8※			8※		8※		8※			8※	8※			8※			8※		8※		8※	8※
	14	２級土木施工管理技士	種別 土木				8○	8	8	8○			8○		8○		8			8○	8○			8○			8○		8		8○	8
	1J	２級土木施工管理技士補	種別 土木				8○	8○	8○	8○			8○		8○		8○			8○	8○			8○			8○		8○		8○	8○
	15	２級土木施工管理技士	種別 鋼構造物塗装				8○	8○	8○	8○			8○		8○		8○			8	8○			8○			8○		8○		8○	8○
	1K	２級土木施工管理技士補	種別 鋼構造物塗装				8○	8○	8○	8○			8○		8○		8○			8○	8○			8○			8○		8○		8○	8○
	16	２級土木施工管理技士	種別 薬液注入				8○	8	8○	8○			8○		8○		8○			8○	8○			8○			8○		8○		8○	8○
	1L	２級土木施工管理技士補	種別 薬液注入				8○	8○	8○	8○			8○		8○		8○			8○	8○			8○			8○		8○		8○	8○
	20	１級建築施工管理技士			9	9	9	9	9	9			9	9	9			9	9	9	9	9	8※	9				9	8※	8※	8※	9
	2C	１級建築施工管理技士補				8※	8※	8※	8※	8※			8※		8※			8※	8※	8※	8※	8※	8※	8※				8※	8※	8※	8※	8※
	21	２級建築施工管理技士	種別 建築			8○	8○	8○	8○	8○			8○		8○			8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○				8○	8○	8○	8○	8
	22	２級建築施工管理技士	種別 躯体			8	8○	8	8○	8○			8		8			8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○				8○	8○	8○	8○	8
	23	２級建築施工管理技士	種別 仕上げ			8	8	8○	8	8			8		8○			8	8	8	8	8	8○	8				8	8○	8○	8○	8○
	2D	２級建築施工管理技士補				8○	8○	8○	8○	8○			8○		8○			8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○				8○	8○	8○	8○	8○
	27	１級電気工事施工管理技士									9												8※							8※	
	2E	１級電気工事施工管理技士補																					8※							8※	
	28	２級電気工事施工管理技士																					8○							8○	
	2F	２級電気工事施工管理技士補																					8○							8○	
	29	１級管工事施工管理技士										9			8※		8※	8※					8※	8※			8※	8※	8※	8※	8※	
	2G	１級管工事施工管理技士補													8※		8※	8※					8※	8※			8※	8※	8※	8※	8※	
	30	２級管工事施工管理技士													8○		8○	8○					8○	8○			8○	8○	8○	8○	8○	
	3A	２級管工事施工管理技士補													8○		8○	8○					8○	8○			8○	8○	8○	8○	8○	
	31	１級電気通信工事施工管理技士																							9						
	3B	１級電気通信工事施工管理技士補																													
	32	２級電気通信工事施工管理技士																							8						
	3C	２級電気通信工事施工管理技士補																													
	33	１級造園施工管理技士					8※	8※	8※	8※			8※		8※		8※			8※	8※			8※		9	8※		8※		8※	8※
	3D	１級造園施工管理技士補					8※	8※	8※	8※			8※		8※		8※			8※	8※			8※			8※		8※		8※	8※
	34	２級造園施工管理技士					8○	8○	8○	8○			8○		8○		8○			8○	8○			8○			8○		8○		8○	8○
	3E	２級造園施工管理技士補					8○	8○	8○	8○			8○		8○		8○			8○	8○			8○			8○		8○		8○	8○
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	清

【許可】有資格コード一覧（特定建設業）

	コード	資格区分	建設業の種類																												
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
建築士法	37	1級建築士		9	9				9			9	9									9										
	38	2級建築士			8				8			8										8										
	39	木造建築士			8																										
技術士法	41	建設 ・ 総合技術監理（建設）	9				9			9					9	9									9						9
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	9				9			9			9		9	9									9						9
	43	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	9				9																								
	44	電気電子 ・ 総合技術監理（電気電子）								9														9							
	45	機械 ・ 総合技術監理（機械）																				9									
	46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）									9											9									
	47	上下水道 ・ 総合技術監理（上下水道）									9																	9			
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）									9															9		9			
	49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	9				9									9															
	50	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																							9						
	51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	9				9																		9						
	52	衛生工学 ・ 総合技術監理（衛生工学）									9																				
	53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）									9																	9			
	54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）									9																	9		9	
電気工事士法	55	第1種電気工事士																													
	56	第2種電気工事士 【3年】																													
電気事業法	58	電気主任技術者 （第1種～第3種） 【5年】																													
電気通信事業法	59	電気通信主任技術者 【5年】																						8							
	35	工事担任者 【3年】																						8							
水 道 法	65	給水装置工事主任技術者 【1年】																													
消 防 法	68	甲種 消防設備士																											8		
	69	乙種 消防設備士																											8		
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	清

【許可】有資格コード一覧（特定建設業）

	コード	資格区分	建設業の種類																												
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
職業能力開発促進法	71	建築大工			8																										
	64	型枠施工			8		8																								
	72	左官				8																									
	57	とび・とび工					8																								8
	73	コンクリート圧送施工					8																								
	66	ウェルポイント施工					8																								
	74	冷凍空気調和機器施工 ・ 空気調和設備配管																													
	75	給排水衛生設備配管																													
	76	配管（注1）・配管工																													
	70	建築板金「ダクト板金作業」							8								8														
	77	タイル張り・タイル張り工										8																			
	78	築炉・築炉工・ れんが積み										8																			
	79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工						8				8																			
	80	石工・石材施工・石積み						8																							
	81	鉄工（注2）・製罐（せいかん）																													
	82	鉄筋組立て・鉄筋施工（注3）												8																	
	83	工場板金															8														
	84	板金・建築板金・板金工（注4）							8								8														
	85	板金・板金工・打出し板金															8														
	86	かわらぶき・スレート施工							8																						
	87	ガラス施工																8													
	88	塗装・木工塗装・木工塗装工																	8												
	89	建築塗装・建築塗装工																	8												
	90	金属塗装・金属塗装工																	8												
	91	噴霧塗装																	8												
※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。	67	路面標示施工																	8												
	92	畳製作 ・ 畳工																			8										
	93	内装仕上げ施工 ・ カーテン施工 ・ 天井仕上げ施工 ・ 床仕上げ施工 ・ 表装 ・ 表具 ・ 表具工																			8										
	94	熱絶縁施工																					8								
	95	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工																									8				
	96	造園																													
	97	防水施工																		8											
	98	さく井																								8					
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解

【許可】有資格コード一覧（特定建設業）

	コード		資格区分	建設業の種類																												
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
	61		地すべり防止工事 【1年】					8																			8					
	40		基礎ぐい工事					8																								
	62		建築設備士 【1年】																													
	63		計装 【1年】																													
	60		解体工事																													8
	36	種目	登録電気工事基幹技能者																					8								
			登録橋梁基幹技能者					8																								
			登録造園基幹技能者																													
			登録コンクリート圧送基幹技能者					8																								
			登録防水基幹技能者																		8											
			登録トンネル基幹技能者					8																								
			登録建設塗装基幹技能者																	8												
			登録左官基幹技能者				8																									
			登録機械土工基幹技能者					8																								
			登録海上起重基幹技能者														8															
			登録ＰＣ基幹技能者					8							8																	
			登録鉄筋基幹技能者												8																	
			登録圧接基幹技能者												8																	
			登録型枠基幹技能者			8																										
			登録配管基幹技能者																													
			登録鳶・土工基幹技能者					8																								
			登録切断穿孔基幹技能者					8																								
			登録内装仕上工事基幹技能者																			8										
			登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																									8				
			登録エクステリア基幹技能者					8	8				8																			
			登録建築板金基幹技能者							8								8														
			登録外壁仕上基幹技能者				8													8	8											
			登録ダクト基幹技能者																													
			登録保温保冷基幹技能者																					8								
			登録グラウト基幹技能者					8																								
			登録冷凍空調基幹技能者																													
			登録運動施設基幹技能者					8																								
			登録基礎工基幹技能者					8																								
			登録タイル張り基幹技能者										8																			
			登録標識・路面標示基幹技能者					8												8												
			登録消火設備基幹技能者																											8		
			登録建築大工基幹技能者			8																										
			登録硝子工事基幹技能者																8													
			登録ＡＬＣ基幹技能者										8																			
			登録土工基幹技能者					8																								
			登録ウレタン断熱基幹技能者																					8								
			登録発破・破砕基幹技能者					8																								
			登録建築測量基幹技能者			8																										
			登録解体基幹技能者																													8
			登録圧入工基幹技能者					8																								
			登録送電線工事基幹技能者					8																								
			登録さく井基幹技能者																								8					
			登録あと施工アンカー基幹技能者					8																								
			登録計装基幹技能者																				8		8							
			登録土質改良基幹技能者					8																								
			登録都市トンネル基幹技能者					8																								
			登録潜函基幹技能者					8																								
			登録道路等法面保護基幹技能者					8																								
			登録斜面防災基幹技能者					8																				8				
			登録石材施工基幹技能者						8																							
その他	99		その他（上記に該当するものを除く）			8	8	8	8	8			8		8		8	8	8	8	8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解

備考

・資格区分右端の【　　】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の他に様式第９号（実務経験証明書）が必要となります。

（注１）　配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和４８年政令第９８号。以下「昭和４８年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあっては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。

（注２）　鉄工：昭和４８年改正政令による改正後の鉄工とするものにあっては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。

（注３）　鉄筋施工：昭和４８年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあっては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。

（注４）　板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和４８年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあっては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。

（注５）　木工：昭和４８年改正政令による改正後の木工とするものにあっては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。